

○立命館大学研究系教員規程

2012年12月7日

規程第1009号

(趣旨)

第1条 この規程は、研究に従事することを目的とし、期間を定めて雇用する有期雇用研究教員および非常勤研究教員(以下「研究系教員」という。)に関して必要な事項を定める。

(雇用種別)

第2条 有期雇用研究教員は、目的に応じて、次の各号に掲げる雇用種別とする。

- (1) 特別招聘研究教員 本大学の研究高度化のために特別に招聘する者であって、国内外を問わず特に優れた研究実績等を有し、本大学を本務とする者
- (2) 研究教員 特定の研究プロジェクト、共同研究、受託研究等に従事する者であって、国内外を問わず優れた研究実績等を有し、学外資金または本大学研究予算によって雇用し、本大学を本務とする者

2 非常勤研究教員は、目的に応じて、次の各号に掲げる雇用種別とする。

- (1) 招聘研究教員 本大学の研究高度化のために特別に招聘する者であって、国内外を問わず優れた研究実績等を有し、本大学を兼務とする者
- (2) 客員研究教員 特定の研究プロジェクト、共同研究、受託研究等に従事する者であって、国内外を問わず優れた研究実績等を有し、学外資金または本大学研究予算によって雇用し、本大学を兼務とする者

(雇用人数)

第3条 研究系教員の毎年度の雇用人数については、定員を定める。ただし、学外資金または本大学の研究予算による場合は、定員枠を超えて雇用することがある。

(職位)

第4条 研究系教員の職位は、特別招聘研究教員および招聘研究教員にあつては教授または准教授とし、研究教員および客員研究教員にあつては教授、准教授または助教とする。

(呼称)

第5条 研究系教員の呼称は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項にかかわらず、奨学寄附金を原資とする寄附研究に従事する研究系教員のうち、教授または准教授の職位にある者は、チェアプロフェッサーと称することができる。

(所属)

第6条 研究系教員の所属は、研究機構のいずれかとする。

(選考)

第7条 特別招聘研究教員および招聘研究教員の選考は、学長の発議にもとづき、特別招聘研究教員にあつては、第9条に定める招聘研究教員人事委員会（以下「招聘人事委員会」という。）で審議のうえ、大学協議会で決定し、招聘研究教員にあつては、招聘人事委員会で審議のうえ決定する。

2 研究教員および客員研究教員の選考は、所属を予定する研究機構の機構長の発議にもとづき、研究教員にあつては、第9条に定める研究教員人事委員会（以下「研究人事委員会」という。）で審議のうえ、大学協議会で決定し、客員研究教員にあつては、研究人事委員会で審議のうえ決定する。

(選考基準)

第8条 研究系教員の選考基準は、職位に応じて、立命館大学教員選考基準の定めるところによる。

(人事委員会)

第9条 招聘研究教員人事委員会は、春学期および秋学期に各1回定例で開催し、必要がある場合は臨時に開催する。招聘研究教員人事委員会は、次の各号に定める者で構成し、委員長は学長とする。

- (1) 学長
- (2) 研究を担当する副学長
- (3) 研究部長より委員長が指名する者1名
- (4) 研究部副部長より委員長が指名する者1名
- (5) 所属を予定する研究機構の機構長または副機構長より委員長が指名する者1名
- (6) 教学部長または教学部副部長より委員長が指名する者1名
- (7) その他委員長が指名する者若干名

2 研究教員人事委員会は、春学期および秋学期に各1回定例で開催し、必要がある場合は臨時に開催する。研究教員人事委員会は、次の各号に定める者で構成し、委員長は研究を担当する副学長とする。

- (1) 研究を担当する副学長
- (2) 研究部長より委員長が指名する者1名
- (3) 研究部副部長より委員長が指名する者1名
- (4) 所属を予定する研究機構の機構長または副機構長より委員長が指名する者1名
- (5) 教学部長または教学部副部長より委員長が指名する者1名

(6) その他委員長が指名する者若干名

3 招聘研究教員人事委員会および研究教員人事委員会は、委員の4分の3以上が出席しなければ、委員会を開き、議決することができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成により決する。

(就業規則)

第10条 研究系教員の就業に関する事項は、有期雇用研究教員にあつては立命館大学有期雇用研究教員就業規則、非常勤研究教員にあつては立命館大学非常勤研究教員就業規則の定めるところによる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て、大学協議会が行う。

附 則

1 この規程は、2013年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、立命館大学チェアプロフェッサー招聘・任用規程は廃止する。

附 則 (2013年7月3日 招聘研究教員および客員研究教員の任用手続の変更に伴う一部改正)

この規程は、2013年7月3日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 (2015年11月25日 招聘研究教員人事委員会および研究教員人事委員会の構成変更等に伴う一部改正)

この規程は、2015年12月1日から施行する。

附 則 (2018年3月23日 学期名称の変更に伴う一部改正)

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則 (2020年1月17日 教学部からの委員の変更および委員会の開催要件の明文化に伴う一部改正)

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表 研究系教員の対外的呼称および英語による呼称

雇用種別	日本語による呼称	英語による呼称
特別招聘研究教員	教授	Eminent Professor
	准教授	Eminent Associate Professor
招聘研究教員	客員教授	Visiting Professor
	客員准教授	Visiting Associate Professor
研究教員	教授	Research Professor

	准教授	Research Associate Professor
	助教	Research Assistant Professor
客員研究教員	客員教授	Affiliate Professor
	客員准教授	Affiliate Associate Professor
	客員助教	Affiliate Assistant Professor